

判決年月日	平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 8 年(行ケ) 1 0 3 3 7 号		
○ 請求人（被告）の提出した引用刊行物（請求人会社のパンフレット）は，本件登録意匠の出願前に頒布された事実を認めることはできないとして，引用刊行物記載の意匠と類似することを理由に本件登録意匠を無効とした審決を取り消した事例			

（関連条文）意匠法 3 条 1 項 3 号，4 8 条 1 項 1 号

（事案の概要）

本件は，原告の有する本件登録意匠について，被告（請求人）が本件登録意匠の出願前に頒布した被告パンフレット記載の意匠に類似する意匠であるとして無効審判を請求したところ，特許庁がこれを認めて本件意匠登録を無効とする審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

本判決は，本件訴訟に至る経緯を検討した上，被告パンフレットは単なるカラー印刷物にすぎず，印刷月の記載も含め事後に作成することも不可能ではないから，作成月の記載のみから同月に作成されたとまで認めることはできず，他の各証拠を検討しても本件登録意匠の出願前に被告パンフレットが頒布された事実を認めることはできないとして，審決を取り消した。